

議案第 29 号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 44 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第 3 条 市長等の給料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長 月額 <u>852,000円</u></p> <p>(2) 副市長 月額 <u>730,000円</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に <u>100 分の 2.20</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(給料)</p> <p>第 3 条 市長等の給料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長 月額 <u>847,000円</u></p> <p>(2) 副市長 月額 <u>725,000円</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に <u>100 分の 2.07.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(和光市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 和光市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 44 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給料) 第3条 教育長の給料は、月額 <u>698,000</u> 円とする。 (期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の220</u> を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	(給料) 第3条 教育長の給料は、月額 <u>693,000</u> 円とする。 (期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に <u>100分の207.5</u> を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)

(和光市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 和光市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(議員報酬) 第2条 議長等の議員報酬は、次のとおりとする。 (1) 議長 月額 <u>437,000</u> 円 (2) 副議長 月額 <u>392,000</u> 円 (3) 常任委員長及び議会運営委員長 月額 <u>377,000</u> 円 (4) 議員 月額 <u>367,000</u> 円	(議員報酬) 第2条 議長等の議員報酬は、次のとおりとする。 (1) 議長 月額 <u>427,000</u> 円 (2) 副議長 月額 <u>382,000</u> 円 (3) 常任委員長及び議会運営委員長 月額 <u>367,000</u> 円 (4) 議員 月額 <u>357,000</u> 円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月17日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

市長及び副市長並びに教育長の給料及び期末手当の額並びに市議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬の額を改正したいので、地方自治法第203条第4項、第204条第3項及び第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。